



高度プロフエツ・シヨナル制度の 創設について

平成30年6月29日、いわゆる働き方改革関連法が成立した。この関連法には8本の法案が含まれていたが、おおきな柱の一つとして、時間外労働の上限規制もなされた。すなわち、その上限について、月45時間、年360時間を原則とし、特例としても、年720時間、月100時間未満に規制され、違反した場合の罰則規定も新設されるなど長時間労働が強く抑制されることとなった。